

Pickup! 期日間隔短縮化に取り組んでいます。

新型コロナウィルス感染症の影響による家事調停事件の審理期間は、大幅な長期化傾向は改善されつつあるものの、長期化傾向が継続しています。

Q 「期日間隔」とは？

審理期間は、期日回数と期日間隔の相関関係によることがあります。例えば、直近10年間の夫婦関係調整調停を見ると、期日回数よりも期日間隔の伸びの方が大きくなっています。

$$\text{審理期間} = \text{期日回数} \times \text{期日間隔}$$

Q 「期日間隔短縮化の取組」って何？

POINT 期日間隔長期化の自庁の要因を分析し、これに応じた有効な対策を実践・継続する中で、期日間隔を適正化できる仕組みを作り、紛争解決機能の向上につなげる取組です。

期日間隔の長期化は、当事者間の話し合いの機運の維持、向上といった紛争解決機能の観点から問題であることに加え、利用者側などからも懸念が示されており、令和8年5月までに予定されている改正家族法の施行を見据えると、期日間隔の短縮化は喫緊の課題となっています。

各家庭裁判所の取組については協議会などで情報共有しています。今年度は、取組を実践して明らかになった課題への対応を検討し、一層取組を深めていく必要があります。



← 還元資料等はこちらをご覧ください。

家事調停の基本情報

秘匿・非開示について

秘匿・非開示に関する事務連絡がまとまっています。

まずはこちら⇒



ウェブ調停について

令和7年3月1日から、ウェブ会議による離婚調停等の成立が可能となりました。

詳しくはこちら⇒



New! 家族法が変わります。

民法等の一部を改正する法律が、令和8年5月までに施行されます。

1 親の責務に関するルールの明確化

2 親権に関するルールの見直し

✓離婚後、父母双方を親権者と定めることができます。

POINT

父母双方が親権者でも、

- 監護及び教育に関する日常の行為
- 子の利益のために急迫の事情があるとき
は単独行使が可能

日常の行為にあたる例

- 食事や服装の決定
- 観光目的の短期間の旅行
- 心身に重大な影響を与えない医療行為
- 習い事
- 高校生の放課後のアルバイト

⇒単独行使が可能

日常の行為にあたらない例

- 子どもの転居
- 進路に影響する進学先の決定
- 心身に重大な影響を与える医療行為
- 財産の管理（預金口座の開設等）

⇒共同行使

POINT

親権者である父母の間で、共同行使の必要がある事項について、話し合がまとまらない時は、家庭裁判所が特定の事項について親権行使者を定めることができます。

3 養育費の支払確保に向けた見直し

✓離婚時に養育費を取り決めていなくても、一定額の「法定養育費」を請求できるようになりました（※金額は、今後法務省令で定められる予定です。）。

✓養育費債権に「先取特権」が付与され、債務名義がなくても父母間で作成した文書に基づいて差押え手続ができるようになります（※金額には上限有り）。

4 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

✓親子交流を試行的に行うことに関する規律が整備されました。

✓父母以外の親族（祖父母等）との交流に関する規律が設けられました。

5 その他（財産分与・養子縁組に関するルールの見直し等）

詳しくは、[REDACTED]をご覧ください。改正家族法に関する情報も順次掲載しますので、チェックしてください。



改正家族法

